

公立大学法人大阪府立大学・公立大学法人大阪市立大学・奈良県中小企業家同友会  
産学地域連携基本協定書

公立大学法人大阪府立大学（以下「甲」という。）、公立大学法人大阪市立大学（以下「乙」という。）及び奈良県中小企業家同友会（以下「丙」という。）は、産学地域連携を推進するため以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、地域社会における技術開発、技術教育等を支援し、新事業の創出等地域の産業振興に寄与することを目的とする。また、学術・研究、人材育成等の分野において、相互の人的・知的資源の交流・活性化を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域社会の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 技術相談及び民間企業等との共同研究・受託研究の推進に関する事項
- (2) 科学技術革新のための各種施策の推進に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) その他前条の目的達成のための必要事項

（経費）

第3条 甲、乙及び丙が連携協力するための経費の負担については、甲、乙及び丙協議の上、決定する。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも終了又は見直しの申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報のうち、次に掲げる以外の一切の情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。本協定の有効期限満了後も同様とする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による開示後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの

2 前項の規定にかかわらず、相手方の同意を得たときには、この限りでない。

(変更)

第6条 本協定は、甲乙丙協議の上、変更することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

(実施期日)

第8条 本協定は、締結の日から効力を有する。

本協定の締結を証するため、本書3通作成し、甲乙丙署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月27日

甲：大阪府堺市中区学園町1番1号  
公立大学法人大阪府立大学  
理事長 奥野 武俊

乙：大阪府大阪市住吉区杉本3丁目3番138号  
公立大学法人大阪市立大学  
理事長 西澤 良記

丙：奈良県奈良市西ノ京町18-6 アイメールビル4F  
奈良県中小企業家同友会  
代表理事 八坂 豊